厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の感染流行に対応した 生活衛生関係営業等における感染予防対策の徹底について

生活衛生関連業務については、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 他方で、今般のオミクロン株の感染力の高さは各方面から指摘されているところであり、 全国の感染者数も過去最高を更新している状況です。

生活衛生関係営業は、生活必需サービスとして、国民の安定的な生活の確保に欠かせないものもあることから、これらのサービスについて、業務の継続が図られ、必要なサービスの提供が維持されるためにも、貴自治体におかれては、過去に出されている事務連絡等を参考に、改めて所管の生活衛生関係営業に対し、より一層の感染予防対策の徹底が図られるよう周知願います。

なお、火葬場については、国民生活・国民経済の安定確保に特に不可欠な業務を行う事業者であることから、本月17日に事務連絡を発出したところなので、念のため申し添えます。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和4年1月5日付け事務連絡(令和4年1 月14日一部改正))

https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf

・新型コロナウイルス感染症支援ポータルサイト(全国生活衛生営業指導センター)(業種別の感染予防対策のガイドライン・チェックシート等が掲載されています) https://www.seiei-shien.jp/taisaku.html